

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



5月は「消費者月間」です

<消費者月間とは>

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法（現在は消費者基本法）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

<令和6年度「消費者月間」全国統一テーマ>

デジタル時代に求められる消費者力とは



令和6年度消費者月間ポスター

デジタル化や AI 等の技術が急速に進展し、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

デジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょう。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「**気づく・断る・相談する**」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていく必要があります。

米沢市消費生活センターの消費者月間の取り組み

消費者月間パネル展

令和6年5月20日（月）～24日（金）

市役所1階市民ホール

これを機会に「消費者力」とは何かを
考えてみませんか



その注文、定期購入になっていませんか？

通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。最近では、高齢の男性から、サプリメントや化粧品を注文したら定期購入だったという相談が増えています。



スマートフォンに出た広告を見てサプリメントを注文した。1回限りだと思っていたらまた商品が届いた。事業者からは返品できないと断られた。



スマートフォンでゲーム中に化粧品の広告が出たので注文した。注文後割引クーポンが表示されたので利用したところ、回数の縛りのあるコースに変更され、4回購入しないとやめられなくなっていた。



低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても「定期購入」が条件になっていて、総額として数万円など、注文時に想定した以上の金額を支払う必要になるケースがあります。必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認しましょう。

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込み前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも契約内容が変更されていないか再度しっかり確認しましょう

- ✓ **定期購入が条件**になっていませんか？
- ✓ (定期購入が条件になっている場合) **継続期間や購入回数**が決められていませんか？
- ✓ **支払うことになる総額**はいくらですか？
- ✓ 解約の際の**連絡手段**を確認しましたか？
- ✓ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、**返品特約や解約条件**を確認しましたか？
- ✓ **お届け予定日**や、**利用規約**の内容を確認しましたか？

※上記の契約条件が記載されている画面は**スクリーンショットで保存**しましょう。

おかしいなと思ったら、どうしてもわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり
相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してクロー！

